

一定の要件を満たす場合に

ご存知
ですか?

増税後の引き渡しでも

消費税が5%のまま

となる経過措置があります。

請負工事代金の
消費税額は
いつ決まる?

【原則】

引き渡し時の
消費税率で計
算します



【経過措置】

法の定める「指定日」の前日までに契約
した請負工事では、消費税増税後の引き
渡しでも消費税率は5%のままです

つまり、経過措置の適用を受けるためには、「指定日」の前日までに工事請負
契約を締結しなければなりません。

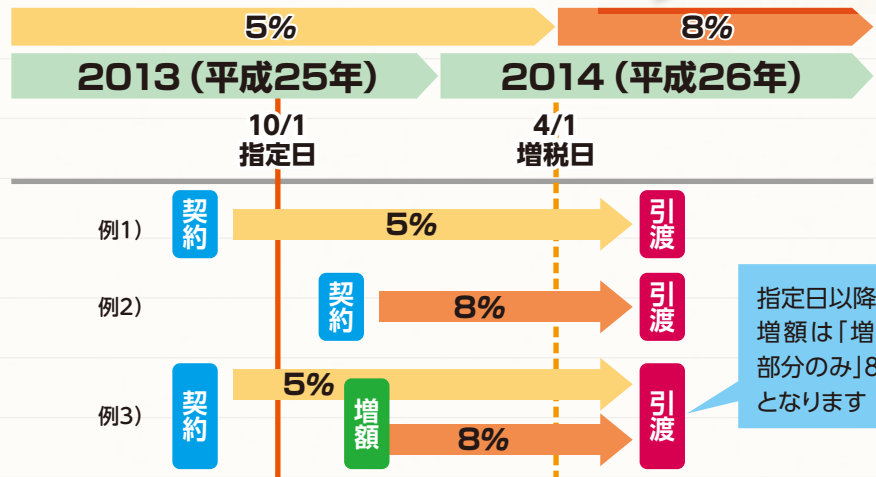
「指定日以降の工事請負契約」かつ、「増税実施日以降の引き渡し」となる場
合の消費税額は新税率によります。

いつまでに
契約すれば
いいの?

増税実施日の半年前です。

したがって、法の予定通り、消費税が2014年
(平成26年) 4月1日から8%となる場合の「指定
日」は2013年(平成25年) 10月1日となります。
この場合、経過措置の適用を受けるには9月30
日までに契約する必要があります。

経過措置の
具体的な
イメージ



もちろん、増税日より前に引き渡す工事代金の消費税率は5%です。